

平成31年第2回坂町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日           平成31年3月4日 (月)

2. 招 集 の 場 所           坂町議会議場

3. 開 会 (開 議)           平成31年3月4日 (月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (11名)

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1番 光岡美里君       | 2番 末吉克巳君  |
| 3番 岡本則夫君       | 4番 中川ゆかり君 |
| 5番 主枝幸子君       | 6番 奥村富士雄君 |
| 7番 柚木喬君        | 9番 瀧野純敏君  |
| 10番 中雅洋君       | 11番 大田直樹君 |
| 12番 川本英輔君 (議長) |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |        |
|---------|--------|
| 町 長     | 吉田隆行君  |
| 副 町 長   | 山中裕之君  |
| 教 育 長   | 太田耕樹君  |
| 技 監     | 福代智之君  |
| 総 務 部 長 | 新木之博君  |
| 民 生 部 長 | 中村政愛君  |
| 教 育 次 長 | 河本和彦君  |
| 総 務 課 長 | 藤本大一郎君 |
| 企画財政課長  | 車地孝幸君  |
| 税務住民課長  | 大畠英司君  |
| 民 生 課 長 | 高橋蔦江君  |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 産業建設課長     | 竹 岡 佳 宏 君 |
| 都市計画課長     | 中 村 輝 彦 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 任    | 北 倉 賢 治 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 産業文教委員会報告
- (4) 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告
- (5) 後期高齢者医療広域連合議会報告
- (6) 府中・坂地区水道整備協議会報告
- (7) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告
- (2) 副町長報告

議 事

日程第 1

「会議録署名議員の指名」

|       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第2  |        | 「会期の決定」                         |
| 日程第3  | 議案第3号  | 「坂町平成30年7月豪雨災害復興基金条例の制定について」    |
| 日程第4  | 議案第4号  | 「平成30年度坂町一般会計補正予算（第7号）」         |
| 日程第5  | 議案第5号  | 「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」 |
| 日程第6  | 議案第6号  | 「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」    |
| 日程第7  | 議案第7号  | 「平成30年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」   |
| 日程第8  | 議案第8号  | 「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」  |
| 日程第9  |        | 「平成31年度町長施政方針」                  |
| 日程第10 |        | 「平成31年度教育行政方針」                  |
| 日程第11 |        | 「一般質問」                          |
| 日程第12 | 議案第9号  | 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」    |
| 日程第13 | 議案第10号 | 「坂町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について」     |
| 日程第14 | 議案第11号 | 「坂町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について」        |
| 日程第15 | 議案第12号 | 「坂町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について」     |
| 日程第16 | 議案第13号 | 「坂町介護保険条例の一部改正について」             |
| 日程第17 | 議案第14号 | 「坂町有住宅設置及び管理条例の一部改正について」        |
| 日程第18 | 議案第15号 | 「平成31年度坂町一般会計予算」                |
| 日程第19 | 議案第16号 | 「平成31年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」        |

- 日程第20 議案第17号 「平成31年度坂町下水道事業特別会計予算」  
日程第21 議案第18号 「平成31年度坂町介護保険事業特別会計予算」  
日程第22 議案第19号 「平成31年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」

~~~~~○~~~~~

## 9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。年度末を迎え、何かとお忙しい中、平成31年第2回坂町議会定例会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

平成30年度最後の定例会となりますが、予算審査特別委員会とともに、災害復興等に向けての議論を重ねながら、新年度に向けて充実した事業の推進を進めていくことが重要であります。議員各位の御協力をよろしくをお願いいたします。

また、このたびは音響設備等も改善しまして、よりよい効果が上がるものと期待しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は11名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成31年第2回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時02分）

（再開 午前10時03分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成31年第2回坂町議会定例会が開催をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの定例会では、平成31年度予算を初め、17件の案件につきまして御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきますと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会から報告を行います。

報告1 議長報告。

議長報告をいたします。

去る1月28日月曜、広島ロイヤルパークホテル広島リバーサイドにおいて、広島県町議会広報研修会が開催され、議員10名が参加いたしました。

基調講演では、広報コンサルタント、芳野政明氏による広報紙面の技術的なテクニックや他町村の広報紙を議題に評価やアドバイスを行うなど、わかりやすい議会広報を目指しての講演でした。

午後からは7町議会より提出されました議会広報による審査等を受けながら、読みやすさ、わかりやすさへの編集技術等を学びました。

次に、2月21日、パルテ・ザ・スタイル・オブ・ウェディングにおいて、平成3

0年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会が行われ、議員10名が参加いたしました。

午前中は自治功労者等表彰式と全国町村議会議長会議事調査部参事、小西正太氏による「議会をめぐる動向」と題して講演を受けました。

また、39回議会広報コンクールにおいて、坂町議会広報誌は特選、写真部門では入選でした。

午後からは、静岡大学名誉教授、小和田哲男氏による「天下人に学ぶタイプ別組織運営」と題し、3人の天下人、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康を題材としての講演を受け、同日、閉会をいたしました。

終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 総務厚生委員会報告。

中川総務厚生委員長。

○4番（中川ゆかり議員） 総務厚生委員会報告を行います。

平成31年1月31日13時より、坂町が管理している坂町備蓄倉庫及び福祉避難所備蓄の現地視察を行いました。

Sunstar Hallの坂町備蓄倉庫には、災害が発生し、一時避難時に必要となるアルファ米、飲料水などの食料や簡易トイレ、液体歯磨きなどの生活関連の緊急品が収容、備蓄されていました。それらの一部の品目がSunstar Hall多目的ホールに展示しており、手にしたり疑似体験を行いました。

また、町民センター、坂中学校武道館、小屋浦ふれあいセンターの福祉避難所備蓄には、福祉に関する避難生活用品や資機材などを含む62品目77種類が備蓄しており、乳児や高齢者が一時避難時に必要となるであろう用品がおおむね備蓄されていることに安心し、視察を終えました。

次に、3月1日13時15分より、産業文教委員会と合同で、平成30年6月22日より整備工事が始まり、西日本豪雨災害時に一時中断されていましたが、3月29日の工期に向けて整備されている横浜西一丁目津波災害一時避難場所の現地視察を行いました。

階段、園地、のり面、トイレ設置等の主な工事はおおむね終え、防護柵やベンチ、藤棚設置の整備を残すのみとなっております。地域の要望により整備されている一時避難場所が完成することを心強く思うとともに、災害を経験した私たちにとって、

避難場所として使用することのないよう祈るばかりです。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 産業文教委員会報告。

瀧野産業文教委員長。

○9番（瀧野純敏議員） 産業文教委員会報告をいたします。

平成31年1月16日、災害復旧箇所の現地視察を行いました。坂地区総頭川上流と中村地区明神川上流、また、小屋浦地区天地川上流のワイヤーセンサー、ワイヤーネットの設置場所と本体を現地視察しました。応急とはいえ、町民の安全には一安心の感じを抱きました。

しかし、河川流域の惨状は悲惨な状況で、いまだに変わっておりません。今後も一層の視察調査を行い、行政と議会が一体となり、早急の原状の復旧を促し、町民の安全・安心を第一と思い、行動をいたしたいと思います。

続いて、3月1日、横浜西一丁目津波災害一時避難場所整備工事現場を総務厚生委員会と合同で視察を行いました。

海拔約20メートルの一時避難場所、100段以上の階段が2カ所の避難階段、260人の高齢者を抱え避難をする地区住民の心情を考えると、私の無知と力なさをつくづく感じました。津波の来ないことを祈るのみです。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告。

大田副委員長。

○11番（大田直樹議員） 災害復旧・復興対策調査特別委員会報告をいたします。

平成30年12月21日、平成31年1月18日並びに2月15日において、災害復旧・復興対策調査特別委員会を実施し、災害復旧の今後の見通しなどを、説明員の出席を求め、質疑等を行いました。

1月18日には、坂町地域支え合いセンターのセンター長に出席を求め、被災者への戸別訪問や生活再建に係る支援活動などの説明を受けました。

また、2月21日に、町長に対し今後の復旧・復興に係る要望書を提出いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告5 後期高齢者医療広域連合議会報告を行います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しましたので、報告します。

平成31年2月12日、国保会館において、全員協議会に引き続き、平成31年第1回定例会が開会されました。

提出された7議案は、監査委員の選任について、広島県市町総合事務組合理約の変更について、これは地方自治法第286条第1項及び同法290条の規定により、宮島競艇施行組合を宮島ボートレース企業団に改めるものです。

次に、平成30年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,898万7千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ11億2,597万円とするものです。

また、特別会計補正予算（第2号）は、債務負担行為補正など2,655万7千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4,060億7,044万2千円。

次に、平成31年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ12億4,620万5千円と、特別会計予算歳入歳出それぞれ4,161億3,903万9千円が計上され、全ての議案が原案どおり可決され、閉会しました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告6 府中・坂地区水道整備協議会報告を行います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 府中・坂地区水道整備協議会について報告いたします。

平成30年度第1回府中・坂地区水道整備協議会が、平成31年1月31日、広島水道局基町庁舎にて開催されました。坂町からは、吉田町長、竹岡産業建設課長と私、大田が出席いたしました。

初めに、平成31年度広島市水道事業会計予算案の概要が説明され、坂町の負担金予定額の内訳として、消火栓負担金190万9千円、水道開発繰入金21万8千円、温井ダム建設負担金313万6千円、安全対策事業16万6千円、下水道使用料徴収事業受託収入1,030万1千円で、合計2,085万9千円であります。

次に、平成31年度坂地区水道設備整備計画について協議があり、災害復旧工事2件に1,895万1千円、施設更新及び改良工事業務7件に5,836万9千円で、計9件で合計金額7,732万円の予算説明を受け、会議が終了しました。



なお、詳細につきましては事務局に提出してありますので、参考に供してください。

また、県道坂小屋浦線、JRと国道31号線をまたぐ高架橋に係る水道設計業務の発注が災害により遅れておりましたが、今年度末までに発注することを確認いたしましたので、あわせて御報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告7 監査委員報告。

奥村監査委員。

○6番（奥村富士雄議員） 監査委員報告をさせていただきます。

監査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査を30年12月分を12月19日、平成31年1月分を1月21日、平成31年2月分を2月19日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの一般会計及び各特別会計予算の執行状況を確認するための定例監査を1月15日から2月6日にかけて12日間実施いたしました。

監査方法につきましては、事務事業が予算に基づいて計画的、効果的かつ経済的に執行されているかという点を主眼において実施し、監査内容につきましては、定例監査報告書を作成し、2月19日に町長に提出しております。

以上で、監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政から報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

広島県町村会町長会議について、御報告をいたします。

去る2月20日、広島市のメルパルク広島において町長会議が開催され、私が出席をいたしました。

会議では、第1号議案として、平成31年度広島県町村会事業計画について、第2

号議案として、平成31年度広島県町村会収支予算について審議され、これらの案件について、いずれも全会一致で承認されました。

引き続き、自治功労者の表彰が行われ、一般職員の部では、坂町職員から広島県町村会表彰勤続25年以上として、税務住民課長、大島英司君、総務課付け課長、藤井建輝君、環境防災課長、西谷伸治君、環境防災課係長、倉橋健一郎君、保険健康課係長、大田健一郎君、産業建設課係長、大谷浩樹君が受賞されました。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 副町長報告。

山中副町長。

○副町長（山中裕之君） 安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

平成30年第2回管理組合議会定例会が平成30年12月20日に開催され、町からは、吉田町長と川本議長並びに吉原会計管理者と私が出席いたしました。

当日は8件の議案が提出され、まず、監査委員の選任につきましては、府中町在住の中村武弘氏が全会一致で同意されました。

次に、専決処分の承認につきましては、人事院の給与勧告等に準拠して職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、全会一致で承認されました。

このほか、広島県市町総合事務組合の規約の変更、組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、平成29年度各会計歳入歳出決算認定、平成30年度一般会計補正予算及び広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算は、いずれも原案のとおり全会一致で認定、可決され、同日、閉会されました。

続きまして、平成31年第1回管理組合会議定例会が平成31年2月22日に開催されました。

当日は5件の議案が提出され、平成30年度及び31年度に係る組合経費の関係市町の負担金の負担方法の2件につきましては、平成30年7月豪雨災害に伴う災害関連負担金を追加し、人口割等ではなく、各市町ごとの搬入量をもとに負担する方法となっております。

平成30年度広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、各市町が負担する災害関連負担金と処理経費などが追加となっております。

次に、平成31年度一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ6億2,41

0万8千円と定めるもので、修繕料の増加などにより、前年に比べ9,424万5千円の増額となっております。

平成31年度広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ9億6,953万8千円と定めるもので、昨年までの基幹的設備改良工事に係る起債の元利償還が始まり、公債費が増加するなど、前年に比べ3,688万6千円の増額となっております。

これらの議案につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決され、同日、閉会されました。

以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、6番奥村富士雄議員、7番柚木 喬議員、9番瀧野純敏議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間をしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日から3月11日までの8日に決定いたしました。

日程第3 議案第3号「坂町平成30年7月豪雨災害復興基金条例の制定について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第3号「坂町平成30年7月豪雨災害復興基金条例の制定について」御説明を申し上げます。

本町は平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けましたが、現在は復旧・復興に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

こうした中、発災直後から多くの方々から災害支援金やふるさと納税寄附金などの

御支援をいただいております。

この条例は、平成30年7月豪雨による災害からの復興に資する事業資金に充てるため、災害支援金、ふるさと納税寄附金等を財源としてこの基金を設置するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） せっかくいい基金を、これ、つくってもらったんですけど、これはいつ、たまった金は期間はあるんですか。7月、今年ですね。去年の30日があって、今度あるんだから、この基金はいつ使うのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

この基金につきましては、30年の7月豪雨が発災した直後から、全国から温かな支援金をいただいております。後ほど御審議をいただきます30年度の一般会計の補正予算におきまして、この基金への積み立てを計上させていただいております。今年度中に、30年度中にこの基金を創設をいたしまして、31年度以降、この基金を活用して災害復興のための事業に使わせていただく予定になっておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第4号「平成30年度坂町一般会計補正予算（第7号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第4号「平成30年度坂町一般会計補正予算（第7号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ各事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったことにより、既定の予算総額から14億7,128万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を130億7,894万2千円といたすものでございます。

8ページからの繰越明許費は、計上いたしております事業につきまして、本年度内の執行が困難なことから翌年度に繰り越すもので、9ページの債務負担行為補正は、廃止する事業を計上いたしました。

地方債補正につきましては、事業の執行見込みに基づき追加及び変更を行うものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入で、15ページの町税では、それぞれの収入見込みを計上いたしました。

16ページからの地方譲与税及び各交付金につきましては、県の試算に基づき計上いたしました。

17ページの特別交付税では、災害関連の措置額を計上いたしました。

18ページの分担金及び負担金並びに使用料及び手数料につきましては、それぞれ収入見込みにより計上いたしました。

19ページからの国庫支出金及び県支出金につきましては、それぞれの事業の執行見込みにより計上いたしました。

24ページの寄附金、一般寄附金では、災害支援金2億円を計上いたしました。

27ページからの町債では、各事業の執行見込みにより、それぞれ計上いたしました。

次に、歳出で、30ページの総務費、財政管理費では、各事業に係る基金積立金をそれぞれ計上いたしました。

32ページの総務費、災害対策費では、派遣職員負担金4,255万円を計上いたしました。

38ページからの保育所費では、私立保育園の運営に係る経費を計上いたしました。

40ページの災害救助費では、被災者支援に要する経費を執行見込みにより計上いたしました。

42ページの清掃費、災害対策費では、災害廃棄物等の処理経費を計上いたしました。

45ページの土木費、道路新設改良費では、都市防災総合推進事業を計上いたしました。

46ページの都市計画費、災害対策費では、復興まちづくり計画事業2,700万円を計上いたしました。

54ページからの災害復旧費では、各事業の執行見込みによりそれぞれ計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと40ページをお願いしたいと思います。

40ページの下から2段目、被災住宅応急修理8,064万円の減ということになっているんですが、この件でちょっと二、三点確認をさせていただきます。

当初、たしか400件ぐらい、単価が58万4千円で400件ぐらいだと思ったんですが、この分の執行状態をちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

こちらの被災住宅の応急修理制度につきまして、当初、400件を見込んでおったわけでございますけれども、現時点で今年度の見込み件数といたしまして250件となっておりますので、150件分を減額させていただくものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 続いて、済みません。

いろいろと私が耳にするのは、早う復興に動いた人はこれをもらえんのじゃいうふうなことをいっぱい苦情が入っているんです。広報のあり方、かなり遅かったんじゃないかと思うんですね。私がちょっと調べたところ、実は行政無線では8月16日までこの方法がなかったと思われるんです。それと紙では、広報さかは12月1日にやっと広報が出たと思うんです。したがって、8月に動いた方はこれをもらえないよということで苦情がいっぱい入っているんですが、この辺の広報のあり方というのはどうだったですかね、ちょっと確認します。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

応急修理制度につきましては、7月17日から制度の窓口を開始しまして、制度の周知も含めて対応しておったところです。主に坂地区、小屋浦地区の被災状況が多かったわけでございますけれども、小屋浦地区におきましては、小屋浦ふれあいセンターにおきましても出張窓口を設けまして、修理の受け付け業務を行ってございました。

また、8月に入ってからその制度が使えないということもございませんで、現時点でも修理の申し込みを受け付けてございますし、来年度も継続して受け付ける予定でございます。

それから、年末には、半壊以上の方に全て応急修理制度に関するチラシを郵送で送らせていただくとともに、広報さかのほうでも周知のほうを続けてございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 確かに31年度、7千万円ですか、120件ぐらいの予算が上がっているんで、今、課長がおっしゃったことだと思うんですけども、実は今まで申請したけども、全然けんかになっていうか、かなり窓口でお願いしても、あんた方は先に手をつけたんじゃけんということが多かったです。それで救済策というのは何かないんでしょうか。先に手をつけて、8月まで待てんかったという人がかなりおってんですよね。この分の救済策というのはどういうことかといいましたら、58万4千円のうちの一部を差し上げるとかいうようなことは考えてないですか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

基本的には、申請を受け付けた後に、こちらのほうから、坂町のほうからの修理の依頼を指定の登録業者さんのほうに依頼をしまして修理を行うものでございますけれども、個別具体的にもしそのような内容がありまして、証拠等が残っておるということでございましたら、相談のほうはしていただければと思います。全てができる、できないということを、今、この場で判断はちょっとできませんけれども、まずは問い合わせ、相談を産業建設課のほうにさせていただければと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 48ページの消防団の退職報償金のことでもちょっとお聞きしたいんですけど、これは30年の初めに31年の報償金の人数というのは決まってるんじゃないんですか。その辺をひとつ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） 退職報償金の補正についてお答えいたします。

消防団の退職につきましては、任期等は決まっておりますが、あくまでも本人の退職の願いが出てからというところでございます。過去の平均的な数値をもって当初予算には計上させていただいております。当初予算のときに退職の人数が決まっているというものではございませんので、御報告させていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） それだけど、やはりこれ、大体決まってる中で、倍ぐらいになつとりますから、ここでは予定としては358万円でしょ。今期にしても、それから29年度にしても、29年度はそのままいっとる。やはりこの辺は、今度のときも恐らく31年度予算もあるけど、やはり急激にあるんなら別じゃけど、大体あれば、相場が、倍いうのはちょっとおかしいんで、これからはこの辺に注意してもらいたいと思うんですが、その辺をひとつよろしく。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。



金額がかなり高額になったのは承知しております。しかしながら、退職される方につきましては、年数及び階級によりまして金額がかなり変わってくるところでございます。

また、一つ申し添えておきますのは、歳出でこのたびのような高額な歳出が発生いたしますが、そのかわり、歳入といたしまして同額が入ってまいります。このように各年においてかなり支出にばらつきがないように、基金のほうに毎年積み立てておりますので、その辺は平準化されて支出のほうはできていると考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 46ページをお願いしたいと思います。

46ページは一番下なのですが、復興まちづくりの計画策定業務ということで2,700万円盛られているんですが、この中身をちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

本業務につきましては、昨年7月の豪雨災害により、坂地区、小屋浦地区で土砂の流入、また浸水被害が発生をしたということで、町内5カ所の雨水ポンプ場排水区内のポンプ場へ流入する排水路について、ポンプ場へ流入するためにその水路の断面等が、水路の機能を満足しているかどうか等について調査をし、この調査の結果に基づいて、断面が不足しておるような箇所については、改修を実施していくために行う調査費用を計上したものでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） これはいつまでに策定が完了する、委託料ですよ、業者をお願いするということですよ。いつまでに完了するかということと、それから内容的には全域に及ぶという感じと思っておりますが、当初の説明では、雨水ポンプ場に流入する排水路ということなんですが、やっぱり全域を対象にしたそういう排水路の機能回復ということでやるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えをいたします。

先ほど申しましたように、自然流下では排水できない雨水ポンプ場の排水区、町内

では5カ所ございますが、この雨水ポンプ場による排水区内の排水路等の調査を実施するものでございます。

完了の予定といたしましては、31年12月末を予定をいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 31ページのバス運行管理費でございますが、かなりの減額となっておりますが、主な要因をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

バス運行管理費の減額でございますが、共済費と賃金につきましては、バス運転手5名で事業を運営しておりますが、5名の運転手のうち1人が昨年度退職をいたしました再任用職員となりましたために、共済費と賃金が減額が生じたものでございます。

また、公有財産購入費につきましては、坂、横浜のバス停の移設が必要になったということで、この移設用地を購入するための予算を計上いたしましたが、実際の購入価格が当初の見込みを下回ったため、不用額を計上したものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっと54ページを見てください。

54ページは、かなり災害復旧費の内容が全部書かれているんですが、ここの中でちょっと復旧工事という工事請負費、これが3カ所あるということなんで、このマイナスの合計がたしか1億9千万円ぐらいなんですか、マイナスが計上されているんですが、これは以前から補正予算で盛られて、正規な形で工事発注すればこうなるよということ、当初の予算から1億9千万円の減ということによろしいんですね。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように、当初見込み額を30年度の補正予算で計上いたしましたが、災害査定等の設計を行いまして、工事費が確定したため、当初の見込みを下回りましたので、減額をするものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 同じく54ページで、ふるさと自然のみち災害復旧工事費が設計業務があるんですけども、坂町がウォーキングの町として遊歩道がいろいろあるわけなんですけど、今、ほとんどが災害のためウォーキングできない状態じゃないかと思うんですけども、そこら辺の今のふるさと自然のみちのこの設計のルートと、それからその他の遊歩道についてのそういった設計の予定というのがあるのかどうかいうことをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

ふるさと自然のみちにつきましては、昨年7月の豪雨災害により被災したのは、上条から水尻までの水尻ルートのみ被災をしております。

その他の遊歩道につきましては、産業建設課長のほうから答弁をいたします。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

その他の遊歩道、古くからの遊歩道につきましても被災を受けておりますけれども、こちらにつきましては、今年度から来年度にかけて、主に路肩が崩壊しているような箇所につきましては、県の補助をいただきながら、その中で復旧・復興を進めてまいりたいと考えております。

ただし、上条地区におけます総頭川の上流域におきましては、砂防堰堤の計画と重複してございますので、こちらにつきましては、国の進める砂防堰堤の事業と調整を図りながら計画を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 46ページの一番下の災害対策費ですかね、補正前の額はゼロとなっております、復興まちづくり計画策定業務と、これは新しく業務が発生したわけですか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

これにつきましては、昨年7月の災害によりまして、坂地区、小屋浦地区で土砂の流入や浸水被害、また、横浜地区についても、一部区域では浸水被害がございました

が、これらのことを考慮いたしまして、自然流下では排水できない雨水ポンプ場排水区域内のポンプ場へ流入する排水路について、必要な断面が確保されているかどうかということについて調査をする業務を発注するもので、このたび予算計上をしたものでございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 54ページの、先ほど質問がありましたふるさと自然のみち災害復旧設計等業務なんです、現在、広島県内、昨年の西日本豪雨の影響で復旧工事が多数、いろんなところで実施されておる状態です。そして、東京ではオリンピックのほうの準備もされております。そんな中で、このふるさと自然のみち災害復旧工事、これを実際実施する場合、業者の確保が本当にできるのかどうかいうのをお聞きします。広島県内で確保できない場合は、県外のほうにも確保できるように対応するのかどうか、そういったところをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） これから実施設計を行いまして、災害復旧工事については、先ほど産業建設課長のほうからも話がありましたように、ふるさと自然のみちにつきましても、砂防堰堤等の災害復旧の工事の関連がございますので、復旧工事についてもある程度期間を要するものと考えておりますが、議員御質問の業者の確保ということについては、発注時期はもう少し先になりますので、そのときの状況に応じて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 55ページのコミュニティーホールさかの災害復旧設計のことなんです、ここ、留守家庭子ども会でも使われていたりして、早く使えるようにというような声を方々いただいております。減額になっているので、早く復旧ができるようになったのかとか、いつから利用が再開できるのかとか、そういった内訳をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

こちらの減額につきましては、これは設計業務の委託料の減額でございまして、工事と一括になったことにより、不用になったため減額するものでございます。

また、コミュニティーホールさかの状況につきましては、現在では、今のところ4

月1日の開設予定といたしております。現在は坂小学校でやっておりますが、4月1日から戻るような予定で考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長にお聞きするんですけど、1ページの、先ほど町長から言われた14億円の減額ですね、この復興の最中、復興の第1年目ですよ。第1年目で最後なのに、9月のときにはこうやって16億円と56億円やって、それから合計には12月までには23億円という予算を組んでよね、それで、これ復興のためにであれば、14億7千万円も減額する本当の理由、それは使わなかったのはわかるけど、どうして使わなかったのか、その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 使わなかったんではございません。翌年度に繰り越して使わせていただくと、こういう予算でございます。30年度は減額しますが、それは31年度でまた使わせていただくという措置の補正でございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと2点ほどお聞きしたいんですが、一つは39ページ、生活保護の扶助費3,400万円減額になつとるんですが、これも災害絡みかな思ったんですが、この要因をちょっとお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 生活保護費、扶助費の質問についてお答えいたします。

これにつきまして減額となっている理由といたしましては、生活保護を受けている受給者世帯が減少したこと、また、入院の治療費ががん等で例年多かったものですから、当初の予算で多くっておりますが、実際にそれだけかからなかったということが要因になって減額となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとごめんなさい、今、聞き取れなかったんじゃけど、扶助費のほうでどうなったいうたんかな、ちょっともう一回お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋 蕙江君） 申しわけございません。

まず、生活保護の世帯数が減ったこと、また、入院費、当初見込みを大きくとっておりましたが、実際、当初の見込みを大きく下回ったということが要因となっております。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 下回った、はい、了解です。

もう一点、17ページ、地方交付税、歳入のほうですが、昨年も6億5千万円とか金額は小さかったんですが、今回、どんどんどんどん大きくなっていいことなんですが、ちょっとここで災害に伴って特別交付税が大きくなったんでしょうね。その辺のちょっと要因をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 特別交付税の増額についてお答えいたします。

議員が言われたとおり、災害の関係で災害の派遣職員、他の自治体から派遣の長期派遣を受けておりますけども、その関係が4,083万9千円を積算いたしております。そのほか災害関係で発生した費用に対し、それぞれ国のほうがルールを設けておりますので、そのルール分を積算し、特別交付税1億7,730万8千円を計上させていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっとここは、この資料では結果的に幾らになったんかない数字が見えんので、もう一回、今年度、最終的に普通交付税が幾らになって、特別交付税がこれだけふえたのはわかるんだけど、その金額をちょっとお聞きします、最終的にどうなっているのか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 特別交付税と普通交付税をちょっと足した金額はこの合計欄の11億6,727万5千円でございますけども、その内訳につきましては手元に資料が、済みません、また御報告させていただきます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） いいです。何かやっぱり見るときに、合計はわかるんだが、要はこの比率があったよね、普通交付税と特別交付税。この比率が大分狂っとるんじ

や、大体一般的な費用から、その辺がちょっと見たかったもので、ほいじゃけん、94%と6%ぐらいとか、だから多分今回で80%ぐらい、その辺を見たかったんで、ちょっとお聞きしたんです。いいです、ほいじゃあ終わります。また教えてください。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 歳入のほうに行きまして、18ページをちょっとお願いします。

18ページは、ちょっと大きくマイナスになってる、下から4番目に、住宅使用料3,520万円というのがマイナスになってますよね。これは多分災害での町有住宅のことじゃないかなと思うんですが、ちょっとこの説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、こちらの住宅使用料の減額につきましては、坂町が保有いたしております町営住宅、また、小屋浦の町有住宅等におきまして、被災者の方々に無償で提供をしている関係で、家賃分の減額が生じたものでございまして、3,520万円を減額補正させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の小屋浦の町有住宅なんですが、あれは例えば県の補填はないんですか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

町税等を含めて、町税とか住宅使用料が災害によって減収を来しておりますが、この部分については、歳入欠陥債ということで町債による借り入れで財源を補填をさせていただくことになっております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 44ページのベイサイドビーチ坂の物販施設の基本設計業務が減額になっとるんですが、今年度設計をして、来年度、開設しようというような予定だったみたいなんですけども、あれも地方創生の関係で31年度までというよう

なことだったんですが、昨年の豪雨災害でベイサイドビーチも使えなかったしということなんで、今年度から、今、復旧作業で使えるようになると思うんですけども、この設計業務について、今、どんな状況なのかということと、その物販施設について、設計業務が終わって開設するのがいつごろになるのかということをお説明ください。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

このたび減額補正をさせていただいておりますけども、約700万円の減額でございますけども、300万円につきましては今年度執行し、3月末を目途に基本構想業務が納品される予定となっております。それにつきましては、従来、ワークショップを開催し、住民の方からいただいた御意見を議員さんのほうにも御説明させていただきましたけども、それをベースに専門の業者に基本構想でその絵を参考に、新たなプロの目として基本構想をしていただくようになっております。

また、それをもとに県、国と協議を行い、来年度、また予算を計上しておりますけども、より具体化の基本構想以上の基本設計等、だんだん具現化していきたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時05分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） ベイサイドビーチの物販施設の整備に絡みまして、今、災害復旧で水尻地区で国道が通行どめとなっておりますので、迂回路をベイサイドビーチの駐車場のほうに県の港湾のほうの御協力も得てつくらせていただいております。現在、その復旧に向けた作業を行っていただいております。

それから、特にベイサイドビーチの呉側、観音崎の一部土地につきましては、これまでも町内から発生した土砂、がれき等の積み込み場所というか、処理場所として活用しておりましたけれども、今後も水尻地区、小屋浦地区を初めとする砂防堰堤等の



工事に伴って残土の発生等も想定されておりますので、引き続き、この部分につきましては、来年度以降も災害復旧・復興のために活用させていただくというような行程になってこようかと思えます。物販施設の整備、それから災害復旧のためにベイサイドビーチを使わせていただく、こういったところの工事調整、工程調整をさせていただきながら、もう少しお時間をいただいた形で新たな施設整備については進めていかせていただきたいと思いますので、御理解をいただければと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 54ページ、お願いしたいと思えます。

54ページ、大きい金額が載ってます。54ページは土砂の撤去等業務というふうな委託料が3億8,550万円というふうなものが真ん中のほうに載ってますよね。ちょっとこの内容を説明してください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

こちらの委託料につきましては、土砂の撤去運搬処分業務でございます。こちらにつきましては、本来、坂町が担うべき業務でございますけれども、坂町の7月豪雨の災害による被害は町内全域で広域的な被害がございまして、とても坂町だけでは賅えないような作業のボリュームがございました。このため、広島県、あるいは国のほうの支援がございまして、この3億8,550万円につきましては、坂町が行うべき業務を広島県が業務を担い、土砂の撤去と運搬と処分を行ったものでございまして、主には小屋浦における天地川の土砂の撤去、あるいは総頭川におけます総頭川1号線道路の土砂の撤去、あるいは水尻地区におけます出島地区への海上運搬等、そういった処分がございまして、そういった業務を広島県に委託するものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今の件は、広島県に委託料を払っているということで、当初、たしか27億円だったですかね。これに今回で一応3億8,500万円を積むということで、これで終わるんですね。そういうふうな考え方でいいんか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

27億円といいますのは、現在、北新地地区で作業が行われておりますがれきの処分でございます、このたびのこちらの3億8,550万円につきましては、土砂の撤去と運搬処分という土木的な内容になってございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時20分とさせていただきます。

（休憩 午前11時11分）

（再開 午前11時20分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第5号「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第5号「平成30年度坂町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町国民健康保険事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったことにより、既定の予算総額に1,298万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億7,166万1千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの国民健康保険税110万1千円の減額は、収入見込みにより計上いたしました。

国庫支出金、国庫補助金708万3千円の減額、県支出金、県補助金2,570万7千円の増額は、それぞれの交付見込みにより計上いたしました。

10ページの繰入金、一般会計繰入金453万8千円の減額は、決算見込みにより計上いたしました。

次に、歳出で、11ページの総務費、総務管理費46万5千円の減額、12ページの保険給付費、療養諸費3,987万1千円の増額、高額療養費1,300万円の減額、13ページの出産育児諸費294万円の減額、保健事業費21万8千円の減額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

基金積立金1,026万3千円の減額は、決算見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 9ページの一般被保険者国民健康保険税の補正額マイナス110万1千円で、合計2億2,078万3千円ですが、これは昨年7月から国保の財政運営が町から県へ移行して、保険税の納期が12期から8期になりました。1回当たりの納税額が多くなっておりませんが、町民の方から相談、苦情等はございましたでしょうか。また、どのように対応されましたでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 大島税務住民課長。

○税務住民課長（大島秀司君） お答えいたします。

30年度から議員さん言われるとおり、国保の広域化によって、広島県全体で運営

していくということになっておりまして、本町も以前は納期につきましては、4月から3月の12期で行っていましたが、県内統一化ということで、我が町におきましては、7月から翌年2月までの8期ということで、昨年7月に納付書をお送りする際に、各被保険者の方へ通知をいたしており、町広報等にも記載をしておりまして、それ以降のそれに関する質問というか、電話等の連絡につきましてはほとんどなかった状態でございます、スムーズに移行できたんじゃないかなというふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第6号「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「平成30年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第5号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、下水道事業の決算見込みに基づく補正を行ったもので、既定の予算総額から5,607万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億9,414万5千円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、9ページの使用料及び手数料、下水道使用料1,170万円の減額は、災害に伴う減免分を計上いたしました。

国庫支出金、災害復旧費国庫負担金4,010万円の減額は、災害復旧事業の確定により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金537万4千円の減額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上いたしました。

町債、災害復旧債110万円の増額は、災害復旧事業の確定により計上いたしました。

次に、歳出につきまして、10ページ、総務費、一般管理費、負担金補助及び交付金842万6千円の増額は、広島県からの流域下水道維持管理負担金の精算見込み通知により計上いたしました。

災害復旧費、委託料1,450万円の減額、工事請負費5,000万円の減額は、災害復旧事業費の確定により計上いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 10ページの一番最後、災害復旧費を盛られてます。ちょっと大体の予定として聞きたいんですが、委託料がマイナス計上になってますね。ごめんなさい、質問の内容を変えます。

下水道の復旧工事のマイナス5千万円は、当初の計画から5千万の減ということも、これは下水道がこれで全て完了するということでもいいんですか、工事請負費。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

現在、下水道関係の工事請負費については、1億円を予算計上させていただいておりますが、このたびの5千万円の減額につきましては、一部は平成31年度の当初予算に計上し直すものと、災害復旧工事の査定に伴う設計等で事業費が確定したための

執行残、合わせて5千万円を減額するものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第7号「平成30年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「平成30年度坂町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、坂町介護保険事業の決算見込みに基づいた補正計上を行ったことにより、既定の予算総額から902万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を13億4,010万7千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの第1号被保険者保険料341万9千円の減額は、収入見込みにより計上いたしました。

国庫支出金、国庫負担金158万2千円の減額、国庫補助金285万円の増額、1

0ページの支払基金交付金216万3千円の減額、県支出金、県負担金98万9千円の減額、県補助金14万4千円の減額、11ページの繰入金、一般会計繰入金135万円の減額、基金繰入金222万5千円の減額は、保険給付費などの実績見込みに基づき法定割合により計上いたしました。

次に、歳出で、12ページの総務費、総務管理費37万円の減額、13ページの保険給付費、介護サービス等諸費1,540万円の増額、介護予防サービス等諸費2,160万円の減額、14ページの高額介護サービス等費250万円の減額、高額医療合算介護サービス等費33万円の増額、特定入所者介護サービス費50万円の増額、15ページの地域支援事業費、一般介護予防事業費9万8千円の減額、包括的支援事業・任意事業費68万4千円の減額は、それぞれの実績見込みにより計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 13ページをお願いします。

13ページの介護予防サービス等諸費、この中で4千万円の予算が2千万円の減になってますね。これ、もう寂しい思いがしたんですが、これはどういうふうな理由によるんですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 介護予防サービス費の2千万円の減についてお答えをいたします。

これは制度が介護から地域支援事業に変更になっております。それに伴い、順次、減っていくもので、当初予算につきましては、この減額になるものがまだ未定でございましたので、この3月補正によって、ほぼ確定したものの2千万円を減額させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第8 議案第8号「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第8号「平成30年度坂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の決算見込み及び広島県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくもので、既定の予算総額から117万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,978万3千円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入で、9ページの後期高齢者医療保険料23万円の減額、繰入金、一般会計繰入金94万7千円の減額、10ページの歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金117万7千円の減額は、広域連合からの通知に基づき計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)



○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

時間の都合上、午前中の会議はこの程度にとどめたいと思います。

再開は、午後1時とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時38分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9「平成31年度町長施政方針」を議題にします。

平成31年度町長施政方針の表明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成31年度の坂町政を推進するに当たりまして、施策の方針を申し述べ、町民の皆様方の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

昨年7月6日に本町を襲った豪雨災害では、町内各地で大規模な土砂災害や浸水被害が発生をし、家屋の流出、道路や河川の崩壊など、想像を絶する甚大な被害をもたらしました。災害により犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の皆様にご心からお悔やみ申し上げます。また、被害に遭われた町民の皆様にご心

からお見舞いを申し上げます。あわせまして、発災以降、さまざまな形で御支援をいただきました皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、本年度において、最優先かつ最重要課題として取り組むべきことは、7月豪雨災害からの復旧・復興の着実な推進でございます。平成30年度末に素案を取りまとめる「平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プラン」につきましては、本年度、住民の皆様にご意見をいただく場を設け、そこで出された意見などを反映させてプランを策定いたします。

災害復旧・災害関連の取り組みにつきましては、被災した河川、道路を初めとする公共土木施設の災害復旧工事や国や県による砂防事業など、本格的な復旧・復興を進めてまいります。

また、仮設住宅などへ入居中の住宅の再建が困難な方に対し、低廉な家賃で長期間入居できる災害公営住宅の整備に着手することとしております。

次に、地域防災力の強化につきましては、行政による公助のみならず、自助、共助のもと地域で支え合うという意識醸成が重要であると考えております。このため、「坂町土砂災害対策有識者委員会」の提言を踏まえ、みずからが必要な避難行動と適切な災害対応がとれるよう、「坂町地域防災計画」、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を見直すとともに、出水期や台風シーズンに向けて、町内全戸を対象に防災行政無線に係る戸別受信機の無償貸与を開始するとともに、河川等の状況をスマートフォンやパソコンで画像を閲覧できる防災ライブカメラの設置を検討するなど、自助、共助につながる取り組みを進めてまいります。

また、昨年の災害で改めて道路の重要性を認識をいたしたところであり、国道31号などをさらに補完する強靱な道路整備などを国や県に対して強く要望してまいります。

こうした復旧・復興の取り組みによって、先人のたゆまぬ努力により発展してきた坂町を次代に引き継ぐため、被災前よりも安全で安心な町とすべく、町民の皆様とともに「がんばろう坂町」を合い言葉に、一日も早くもとの生活を取り戻すことができ、将来に向け町民が希望を抱けるよう全身全霊で邁進してまいります。

一方、これまでの継続した取り組みについてでございますが、厳しい財政状況下においても質の高い行政サービスを効率的、効果的に提供することから、「坂町行政改革推進計画」に基づき、行財政全般にわたる一層の改革を積極的かつ計

画的に進めてまいります。

また、本町の課題である地域間の格差の解消と、均衡ある地域の発展、世代間の循環が可能な地域を構築するため、引き続き、県道坂小屋浦線の「道路整備」や横浜地区の越波防止・高潮対策などの「海岸整備」、土砂災害防止などの砂防堰堤を含む「河川整備」の三位一体の防災対策を推進してまいります。

こうした取り組みを着実に進めるためには、財源を安定的に確保することが必要となりますが、国・県の補助金、交付金も極めて厳しい状況の中、財源確保が困難な場合には、議会の皆様と御相談をしながら、事業の性格に応じた新たな財源についても検討していかねばならないと考えております。

次に、地方創生につきましては、本年度から5カ年計画で策定した「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の最終年度となることから、当面、区切りとなる事業の仕上げに取り組むとともに、国の動向を注視しながら、次期「坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け、政策課題の洗い出しを行ってまいります。

現戦略の重要施策として掲げているベイサイドビーチ坂での物販施設の整備について具現化を図っていくとともに、空き家改修等支援事業、三世代同居・近居支援事業等に引き続き取り組み、住んでみたい町、住み続けたい町となるよう、各地区住民福祉協議会ともさらなる連携を深め、親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守り、30年先も50年先も、坂町が坂町であり続けられるまちづくりを町民の皆様と一体となって創造してまいります。

また、本年度は第4次長期総合計画の最終年度となることから、次期総合計画の策定を進めるとともに、現総合計画に掲げる事業を推進してまいります。

坂町の将来像である「自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち」の実現を目指し、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、さらに互いに協力することによって、豊かな生活や地域社会を創造し、「小さくても光り、輝きのあるまち」にするため、私以下全職員が一丸となり、全力を挙げて事務事業に取り組み、本年度は主に次の諸事業を展開してまいります。

- ・ 7月豪雨災害からの復旧・復興

- 「まちの復旧・インフラの強靱化」

- 「復興まちづくり総合支援事業の推進」

- 「くらしの再建」

- 「被災者の見守り・相談支援体制の推進」
- 「防災行政無線戸別受信機の無償貸与」
- 「災害に強いまち・ひとづくり」
- ・新しい人の流れをつくり、転入による定住人口をふやす
  - 「三世同居・近居の推奨」
  - 「空き家利活用の推進」
- ・交通ネットワークを形成する
  - 「県道坂小屋浦線の整備」
  - 「都市再生整備計画事業の推進」
  - 「環状線道路事業の推進」
  - 「町内循環バス事業の推進」
  - 「都市防災総合推進事業（避難路）の実施」
- ・都市の根幹的施設としての
  - 「公共下水道水洗化率の向上」
  - 「下水道長寿命化計画事業の推進」
  - 「橋梁等の老朽化対策事業の推進」
- ・美しいまちづくりを推進する
  - 「環境美化事業の推進」
- ・災害等の防止・軽減に対応した
  - 「砂防堰堤等の災害関連事業の推進」
  - 「都市防災総合推進事業（津波災害時一時避難場所）の実施」
  - 「海岸保全施設整備事業の推進」
  - 「森山北漁業基地の防波堤事業の推進」
  - 「土砂災害警戒区域等の指定の推進」
- ・総合的な福祉サービスの提供を推進するための
  - 「福祉事務所の充実」
- ・生き生きとした生活を実現するための
  - 「第2次（後期）健康さか21（健康増進計画・食育推進計画）の推進」
- ・活力ある長寿社会を創造するための
  - 「第8期高齢者保健福祉計画の推進」

「第7期介護保険事業計画の推進」

「地域包括ケアシステムの推進」

- ・障害の有無により分け隔てることなく地域で生活するために

「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の推進」

- ・子育てにやさしい環境整備のための

「乳幼児医療費の対象年齢の引き上げ」

「第2期子ども・子育て支援計画の策定及び推進」

- ・乳幼児保育の充実のための

「地域に根ざした保育及び幼児教育の推進」

「小屋浦みみょう保育園の再建」

- ・地域づくり人づくりの核となる

「生涯学習活動、スポーツ・文化活動の振興」

- ・伝統文化に触れる機会を拡充し郷土愛の醸成を図るための

「六角御輿の活用」

- ・国際化、グローバル化に対応した

「小・中学校英語教育の充実」

「南加坂郷友会との次世代に向けた交流」

「メキシコビーチバレーボールチームと町民との交流」

- ・観光・レクリエーションの振興と交流人口増加のための

「ベイサイドビーチ坂の賑わい創出」

こうした事業を皆様の英知とエネルギーを支えに「希望と生きがいを感じ得る、より豊かなまち」を目指して、全力を挙げて取り組んでいく決意でございます。

以下、主要な施策について基本的な方針を述べさせていただきます。

#### 1、7月豪雨災害からの復旧・復興

昨年7月5日から8日にかけて降り続いた梅雨前線の豪雨により引き起こされた大災害は、本町に多くの人的・物的被害をもたらしました。とりわけ、本町を取り巻く山々から発生した土石流により、河川、水路、沢を土砂や流木が覆い、住宅地に土砂が流れ込みました。また、急傾斜地においては、がけ崩れにより住家等への被害も発生いたしました。

こうした被害状況を鑑み、被災の主要因である土石流を上流域で食いとめるため、

国や県の支援をいただきながら、砂防堰堤の整備、治山事業による谷どめの整備や、崩壊したがけ地の災害防止を図るため、急傾斜地崩壊対策を実施することとしております。

応急対応中の道路や河川、横浜公園、小屋浦公園などの都市公園、遊歩道及びふるさと自然のみちなどの被災した施設につきましては、優先度を勘案しつつ、順次、災害復旧事業を実施してまいります。

また、下水道施設も大きな被害を受け、発災直後から雨水ポンプ場施設の機能回復や都市機能上重要な役割を担う汚水施設の復旧事業を実施しておりますが、本年度も継続して実施してまいります。

ため池につきましては、災害時における被災リスクを低減するため、県では不要なため池を廃止する方針が出されております。本町の被災した6カ所のため池は農業用として利用されていないため、関係地権者等の御理解と御協力をいただきながら、県と協力してため池の廃止を進めてまいります。

また、大規模災害による被災地を災害に強い町へ再生するため、地域の実態に即した宅地基盤整備に関する復興まちづくり計画を策定するとともに、市街地の浸水防除のための雨水排水能力の検証を行い、被災地における復興まちづくりを行ってまいります。こうした事業につきましては、地域住民、地権者等関係者の御理解と御協力をいただきながら、事業の早期完成を目指し、国や県と協力して推進してまいります。

次に、被災者支援につきましては、災害により安定した生活や住まいが確保できない被災者の方々のために、当面の仮りの住まいを確保するため、昨年度は公営住宅等の無償提供、応急仮設住宅の建設、みなし仮設住宅のあっせんを行ってまいりました。また、昨年度に引き続き、自宅を改修して帰宅される方への支援として、応急修理制度による修理費補助を行ってまいります。

しかし、これらの仮り住まいにつきましては、入居期間に期限があるため、みずから住宅を確保することが困難な方に対して、長期間安定した生活を確保してもらうために、低廉な家賃の災害公営住宅の建設に着手いたします。

被災した家屋の公費解体につきましては、現在、申請書類が整った家屋から、順次、解体撤去を行っているところであり、本年12月末までに全ての処理を終えたいと考えております。

また、本年度も被災者の方々に対し保健師による継続した戸別訪問を実施するとと

もに、坂町地域支え合いセンター及び各関係機関と連携した被災者の生活再建に向けた相談支援等を引き続き行ってまいります。

本年度、豪雨災害から1年を迎えるに当たり、災害により犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、復興への思いを新たにするため、追悼式をとり行うとともに、被災された方々を元気づける復興イベントを開催することといたしております。

多量の災害廃棄物につきましては、その運搬や処理を経済性、効率性や処理量の均衡等を勘案し、関係機関や受け入れ先との調整を図りながら、災害廃棄物が町内にどまることのないよう適正に処分を行ってまいります。

次に、地域防災力の強化につきましては、災害に強いまち・ひとつづくりのために、町民の災害発生時の避難行動等を分析し、町民みずからが必要な避難行動と適切な災害対応をとることができるよう、「坂町土砂災害対策有識者委員会」の提言を踏まえ、「坂町地域防災計画」、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を見直してまいります。

また、町内全戸を対象に、防災行政無線が聞こえにくいなど、希望される方に戸別受信機の無償貸与を開始するとともに、河川等の状況をスマートフォンやパソコンで画像を閲覧できる防災ライブカメラの設置を検討してまいります。

災害から生命・身体を守るためには、災害発生の危険性をできるだけ早く察知し、行動することが重要であり、「公助」だけでなく、「自助」、「共助」のもと、地域が支え合い助け合う体制の構築が必要であると考えており、地域の防災力を高めるための地域防災リーダー養成講座を継続して実施し、自主防災組織を活性化させるとともに、いざというときに身の危険が迫った方々が即座に避難できるような仕組みを地域の方々と協議し、検討してまいります。

また、平成23年度から「大雨土砂災害」、「地震・津波災害」を想定した避難訓練を行ってまいりましたが、とりわけ、大雨土砂災害避難訓練は、今年の豪雨災害を教訓として、適切な避難方法や新たな避難場所を検討する必要があり、「坂町土砂災害対策有識者委員会」の意見を踏まえながら、大規模災害時においても被害を最小限にすることができるよう、改善を図りながら訓練を実施してまいります。

本町では、坂町業務継続計画（BCP）を策定し、大規模災害発生時における役場機能を早期に回復させるとともに、非常時優先業務を早期に着手することとしております。

また、災害時に応急対策活動が速やかに行えるよう、災害時応援協定の締結などに取り組み、役場の危機管理体制の強化と、町民の生命と財産の保護並びに災害発生後の支援体制の強化に努めてまいります。

防災対策の一環である砂防堰堤等の整備や急傾斜地の防災工事につきましては、昨年の豪雨災害を受けて実施する緊急対策事業を含め、緊急度の高い箇所から、引き続き、国や県に事業の推進と早期完成を要望してまいります。

また、土砂災害防止法の改正を受け、県が本年度までに急傾斜地の崩壊、土石流等について小学校区単位で土砂災害警戒区域等の指定の進捗を進めており、坂小学校区、横浜小学校区の指定に続き、本年度の早い時期に小屋浦小学校区の指定が完了するよう進捗を進めており、町内全域の指定後、新たなハザードマップの作成に着手してまいります。

## 2、魅力ある地域を築く基盤づくり

多くの人が集い、生活・文化の中心的役割を果たす市街地は高度な都市機能が求められており、バランスのとれた土地利用、幹線道路及び生活道路の整備、三位一体の防災対策などに努め、魅力ある都市空間の形成を図ってまいります。

そのため、県道坂小屋浦線を中心とした交通体系の整備を図ることにより、良好な生活環境を確保するとともに、地域特性を生かしながら人や環境に優しい施設など、効率的で計画的な基盤整備を進め、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを推進いたします。

生活環境の保全に直結する空き家対策につきましては、「坂町空き家等対策計画」に基づき、適切な管理がなされていない空き家16件を特定空き家等と認定し、これまで所有者に対し助言・指導を行ってまいりましたが、昨年の豪雨災害により、本年度4件が公費解体され、累計で8件の特定空き家が解消される予定となっております。

また、空き家の利活用につきましては、引き続き、空き家活用支援窓口や空き家バンクを設置し、空き家改修等支援事業に取り組み、空き家の活用を推進してまいります。

小屋浦地区におきましては、近年、少子高齢化に伴い人口減少が顕著であり、人口減少に歯どめをかけることが喫緊の課題であることから、平成29年度に坂町有小屋浦住宅の空き家を子育て世帯が入居できるように改修をいたしました。しかしながら、昨年の豪雨災害を受け、大半の空き家を被災者向けの仮住居として無償提供している



ところであり、被災者が退去された後には、子育て世帯の入居促進に努めるなど、人口増に向け取り組んでまいります。

道路関係につきましては、本町では、国道31号で慢性的な交通渋滞が発生をしており、町民の生活や経済活動等へ多大な影響を及ぼしています。このため、渋滞の緩和対策及び歩行者の安全対策として、以前から4車線化の整備を近隣自治体とともに関係機関へ働きかけてまいりましたが、広島呉道路の無料化も視野に入れ、現在、海側の歩道拡幅計画を国土交通省に進めていただいております。

一方、このたびの豪雨災害で広島市と呉市を結ぶ陸上交通が全て途絶し、沿線住民が孤立する状況となったことを踏まえ、国道31号や広島呉道路の機能強化について検討されていることから、その動向を見きわめながら、必要な道路整備を国や県に働きかけてまいりたいと考えております。

坂地区のまちづくりの骨格となる県道坂小屋浦線は、現在、平成ヶ浜から荒神橋付近までの1工区では、坂みみょう保育園付近と保健センター付近の副道の一部が完成しております。関係地権者等の御理解をいただき、県道用地の確保も進んでおり、まとまった用地が確保された箇所から県に順次工事を実施していただいております。

また、昨年度は、JR呉線や国道31号をオーバーする高架橋の設計に着手していただきました。

引き続き、関係地権者の方々のさらなる御理解、御協力をいただきながら、工区全体の早期完成を目指し、県とともに全力で事業を推進してまいります。

生活基盤に欠かせない町道等公共土木施設の整備につきましては、少子高齢化への対応、福祉環境及び防災機能の充実、交通便利性の向上、町内循環バスの運行など、より快適で安全な生活環境の創出と生きがいを味わえる生活空間の形成を目指す中で、坂地区においては、住民代表による坂地区まちづくり協議会から道路整備などのまちづくり方針が提案されています。

本町といたしましても、このまちづくり方針の実現に向けて地域住民と協働して創意と工夫を行いつつ、現在実施中の第3期都市再生整備計画事業や第1期都市防災総合推進事業などにより、引き続き、良好な住環境を支える生活道の整備や円滑な通行の確保を目的として、県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための道路や環状線道路事業を積極的に推進してまいります。

このほかに、地域において身近に利用される生活道路につきましても、道路の改良

や歩道の整備による安全対策を進めてまいります。

また、経年劣化により施設整備・保全が必要となっている橋梁等は、引き続き、補強、改修など必要な対策を実施し、利用者の安全を確保してまいります。

町内道路の人に優しい道づくりにつきましては、道路改良等に伴い地域住民の理解が得られる場所について、関係機関と協議の上、推進をしてまいります。

公園緑地等の整備につきましては、これまでも計画的に実施いたしておりますが、都市公園遊具の適切な管理により、快適かつ安心して都市公園を利用していただくため、昨年度策定した「公園遊具長寿命化計画」に基づき、適宜、遊具の改修を実施してまいります。

本町の公共下水道事業につきましては、事業開始当初に埋設した污水管渠の老朽化等により、今後、予想される道路陥没事故等の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、「下水道管渠長寿命化計画」に基づき、本年度から平成34年度までの4カ年計画で污水管渠等の改修を実施するとともに、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、下水道事業経営の安定化を推進するため、一日も早い水洗化率100%を目指してまいります。

また、公共下水道計画区域外の地域では、小型浄化槽の補助制度を活用していただき、町内全体の快適で健康的な生活環境づくりを推進してまいります。

### 3、安心で人にやさしい環境づくり

坂町の豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした景観のよいまちづくりを進めるとともに、災害に強い施設整備などに努め、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

また、自然環境と共生し、あらゆる世代の町民が安全で快適に住み続けられるよう、親から子へ、子から孫へ、循環可能な地域づくりを町民とともに進めてまいります。

森林保全につきましては、ひろしまの森づくり事業交付金などを活用し、今年の豪雨で被災した遊歩道の復旧を含め、多くの方々が利用される遊歩道周辺の森林を中心に整備し、景観形成や都市近郊林で人が森林に親しめる森づくりを推進いたします。

坂町循環バスにつきましては、地域住民、特に高齢者を初め交通弱者の方々にとって欠くことのできない公共交通手段であるため、病院、役場及び坂駅等に手軽に行けるよう、本年度も引き続き、利用者の利便性を高め、利用促進と効率的な運行に努めてまいります。

ごみの排出抑制、資源化、リサイクル等につきましては、資源ごみの処理施設と一時保管施設を集約したリサイクルセンター坂を拠点として事業を行っておりましたが、昨年の災害で施設が被災したことから、現在はその代替となる仮施設を鯛尾地区の中国財務局管理用地に移して業務を行っております。引き続き、町民、事業者の御協力をいただきながら、ごみの減量化等の推進に努めてまいります。

ポイ捨てによる空き缶、吸い殻等の散乱防止につきましては、「坂町環境美化の推進に関する条例」に基づき啓発に努めているところですが、本年度も引き続き、町民、事業者、関係団体と行政が連携・協働し、ごみのポイ捨て防止や地域の清掃活動を促進し、美しいまちづくりを進めてまいります。

廃棄物の処理に関しましては、広域処理施設・安芸クリーンセンターにおいて、平成29年度には、財政負担の軽減や一層の地球温暖化対策等の観点から経年劣化に対する長寿命化工事を行い、可燃ごみを適正かつ効率的に処理いたしております。関係者の御理解、御協力をいただき、安芸地区衛生施設管理組合や関係町と連携し、継続して安全な廃棄物の広域処理を行うとともに、「環境基本計画」に基づき、本町における環境の保全・管理を進めてまいります。

次に、消防、防災体制につきましては、常備消防業務を広島市へ事務委託したことにより、経費負担は軽減され、日常の消防・救急業務はもとより、大規模災害や特殊災害への消防力は強化されており、昨年の災害時には広島市消防局の人員、車両等を総動員し、被災地の救助活動などを長期間にわたって行うことができました。

引き続き、広島市消防局、坂町消防団、坂町女性防火クラブ、坂町少年消防クラブ、各地区自主防災会と密接な連携を図り、「坂町地域防災計画」に基づいた災害に強いまちづくりに向けた防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成・充実等の促進、消防機材、安全装備品の整備充実に努めてまいります。

Sunstar Hallは、坂町中心部の災害避難場所として、また、備蓄倉庫や自家発電設備、太陽光発電及び蓄電池を備えた坂町の防災拠点施設として今後も活用してまいります。

また、福祉避難所として、町民センター、坂中学校、小屋浦ふれあいセンターに救急用品、紙おむつ等の福祉避難用具を常備いたしております。

避難行動要支援者制度につきましては、住民福祉協議会、民生委員・児童委員の皆様を初めとする避難支援関係団体の御協力のもと、自力で避難することが困難な方を

身近な地域で支え合う仕組みを地域の皆様とともに築いてまいります。

横浜地区における津波災害時一時避難場所の整備につきましては、昨年度、横浜西一丁目の整備工事が完成し、引き続き、本年度は横浜中央二丁目の整備工事に着手し、災害時における避難者の一時避難場所の確保に努めてまいります。

台風などによる沿岸部の越波対策につきましては、横浜東一丁目の町護岸、横浜小学校前面の県護岸のかさ上げ及び離岸堤が完成しており、残る護岸の早期完成に向け、県や国に強く要望してまいります。

次に、防犯対策につきましては、現在実施していただいている自主防犯パトロールの支援、防犯組合等による啓発活動の充実を図るとともに、犯罪の未然防止や警察の捜査に役立つことから、町内主要道路などに防犯カメラの増設を行い、安全・安心な住みよいまちづくりを推進しております。

さらに、平成ヶ浜地区に設置されている警察学校及び県警機動隊の活動により、犯罪の抑止効果とあわせて町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

今後も、地域、警察、行政、関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進してまいります。

また、坂町暴力団排除条例に基づき、引き続き、行政、町民、事業者が一体となって、地域ぐるみで暴力団の排除に向け取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、海田警察署、坂町交通安全協会等の関係機関と連携のもと、交通安全意識の高揚と交通道德の涵養を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるため、啓発活動の充実に努めながら、生活道路の整備にあわせて交通安全施設の整備や交通規制等を図ってまいります。

消費者問題につきましては、近年、複雑・多様化し、手口も巧妙化していることから、消費生活相談窓口を設置し、問題解決のための助言やあっせんなどを行い、町民の皆様が安全・安心な消費生活の実現を図る取り組みを推進してまいります。

#### 4、生きがいを創り出す社会づくり

活力あるまちづくりを推進するためには、町民一人一人が健康で生きがいを持った生活を送ることが重要です。少子高齢化が進展する中、保健、医療、福祉、介護の各施策を積極的に推進してまいります。

保健、医療につきましては、町の健康増進計画、食育推進計画である「第2次（後

期)健康さか21」に基づき、保健センターを拠点として健康教育、健康相談、訪問指導を行ってまいります。

健康づくりに欠かせない適度な運動であるウォーキングにつきましては、運動教室の開催とあわせ、65歳到達者へ万歩計配布も引き続き行ってまいります。

また、坂町歌に合わせ、座ったままでもできる「ようよう坂町体操」を、幼児から高齢者まで気軽に楽しくできる体操として普及に努めてまいります。

母子保健医療につきましては、安心して出産や子育てのできる町を目指し、不妊検査、不妊治療、特定不妊治療及び不育治療を受けられる方への治療費助成も引き続き実施し、出産環境の整備に努めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターを中心として家庭訪問の強化や育児相談、母親学級を開催するとともに、子育て支援センター等各関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援のさらなる充実に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、「第8期高齢者保健福祉計画」及び「第7期介護保険事業計画」を推進し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを最後まで続けていただけるよう、地域の中で見守りや支え合いのできる仕組みづくり、認知症カフェ等の通いの場の立ち上げや、地域の集いの場で自主的に開催されている「いきいき百歳体操」のさらなる普及と、この場を活用した健康づくり、介護予防の仕組みづくりを行ってまいります。

在宅医療・介護連携の実施、認知症総合事業等につきましても、本町の実情に合った地域包括ケアシステムの構築に向けて、引き続き、取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、「第5期坂町障害福祉計画」及び「第1期坂町障害児福祉計画」に基づき、障害者が安心して、生きがいを持って生活できる地域社会づくりの実現を目指して、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施してまいります。

また、障害のある人もない人もわけ隔てられることなく、家庭や住みなれた地域の中でともに生活ができるよう、関係機関のネットワークによる地域の支援体制の整備や、子育てに悩む保護者が育児を学ぶ「ペアレント・トレーニング事業」による個別支援体制の充実に努めてまいります。

子ども・子育て支援につきましては、「第2期坂町子ども・子育て支援計画」を策定し、子育ては保護者が第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭教育の

重要性を啓発し、あわせて学校、保育園及び地域等が連携した子育てネットワークによる地域ぐるみの子育て支援環境の整備に取り組むとともに、子育て世帯にとって身近な自然と直接触れながら遊べる環境を充実させます。魅力あるまちづくりを進めることで、次世代を担う若い人々の定住化を促進し、町の活性化を図ってまいります。

また、平成31年度より、安心して医療が受けられるよう、乳幼児医療費の対象年齢を出生から中学校卒業までに拡充いたします。

子供の健やかな成長を目的として設置した平成ヶ浜子育て支援住宅及び坂町有小屋浦住宅内の子育て支援センターでは、乳幼児のいる親子の交流や、育児相談、一時預かり保育、情報提供などを行います。

保育園の運営につきましては、平成30年度から横浜若竹保育園及びなぎさ若竹保育園が認定こども園となり、坂みみょう保育園、小屋浦みみょう保育園とあわせ、今後も保護者に信頼される地域に根差した保育園づくりに努めてまいります。

また、小屋浦みみょう保育園の再建につきましては、今回の被災状況に鑑み、建てかえに当たっては、防災・減災対策の観点から、敷地所有者である坂町が土地のかさ上げを実施し、その後、国の災害復旧に係る補助金を受け、法人が新園舎を建設する予定となっております。

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、引き続き、運営福祉法人と協力し、質の高い教育と保育の充実と安心・安全な施設整備に努めてまいります。

男女共同参画社会につきましては、性別にかかわらず個性や能力を発揮できる社会の実現に向け、坂町男女共同参画プランにより意識啓発や地域における環境づくりを推進してまいります。

#### 5、夢や希望を育み、絆をつくる人づくり

子供から大人まで町民一人一人が夢と希望と生きがいのある生活が実現できるような社会を形成するとともに、坂町の将来を担う子供一人一人が、社会の変化に的確に対応する知識や技能、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲などを培えるように、知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努め、「生きる力」を育む教育を推進します。

とりわけ徳の部分においては、社会の秩序維持に必要とされる礼儀、節度などの失われつつある日本の古きよき礼節を重要視し、基本的な規範意識、美しいものや自然

に感動する心、家族愛や郷土愛、公共心や他者を思いやる心などの道徳心の高揚を図ってまいります。

また、新しい時代を切り開いていく子供たちが夢や目標を持って挑戦していく社会、地域の価値ある学校資源を活用し、協働していくために、学校教育の果たす使命は重要となっています。このため、学校教育においては、子供たち一人一人がみずから志を立て、強い精神力をもって努力し、将来、「自立した社会人」として活躍できる人づくりに努めます。

本町における人間の尊厳等に関する施策につきましては、法の理念に基づき、坂町人権擁護協議会及び坂町教育委員会並びに関係機関、団体等と連携をとりながら行政施策の推進を図ってまいります。

国際化、グローバル化がますます進展する中、これからの国際社会に生きる必要な基礎を身につけさせるため、小学校における外国語学習を充実させるとともに、中学校との円滑な移行を図り、外国語で伝え合う対話的な活動を重視するため、小中学校に外国語指導助手などを配置いたします。

また、知識を活用して新たな価値を生み出す力の育成を目指した主体的、対話的で深い学びを促す教育活動を推進し、社会に開かれた教育課程の実現を目指してまいります。

学校施設の改修整備につきましては、安全で安心して学ぶことができる施設の適切な点検及び避難場所としての維持管理に努めます。

防災教育では、自他の命を大切にし、主体的に行動できるとともに、共助の意識を育てるため、防災に関する意識や技能の定着を図り、家庭や地域と連携した防災活動の充実に努め、地域ぐるみの防災教育を推進してまいります。

坂町の子供たちがふるさと坂町に誇りを持ち、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する態度を育成し、「日本の将来を担う人になる」という夢や希望の実現に向かって挑戦できる人づくりに努めてまいります。

生涯学習においては、心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められる中、町民一人一人が生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指します。

このため、町民センターや図書館等を活動拠点として位置づけ、地域における生涯

学習に取り組む体制及び学習環境の整備を図ってまいります。

Sunstar Hallは町内外のスポーツ交流の場として、また、文化交流拠点等として、引き続き、施設の適切な維持管理に努めます。

「放課後子どもプラン」等につきましては、子供たちが生活体験、社会体験などのさまざまな体験活動に自主的に取り組めるよう、地域で子供を育てる環境や家庭、地域の教育力の向上を目指して、地域ボランティアの協力のもと、さらなる充実に努めてまいります。

また、留守家庭児童会につきましては、昨年の豪雨災害の影響で、横浜地区を除く坂地区及び小屋浦地区の受け入れ施設の整備がおこなわれておりますが、整備が完了次第、対象児童を拡大し、6年生までの受け入れを行ってまいります。

図書館におきましては、蔵書を計画的に整備し、引き続き、資料の充実に努めてまいります。

また、子供の読書活動については、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせや読書会などの学習の場を積極的に提供しながら、年齢に合った読書活動を推進してまいります。また、祝日も利用いただけるなど、今後も町民の皆様が気軽に利用できる魅力ある図書館にしてまいります。

スポーツ・文化活動の振興は、町の発展だけではなく、人間性を豊かにし、健康で文化的な生活を営む上で極めて重要な役割を果たしています。スポーツ・文化活動を通して町民相互のコミュニケーションを図り、助け合いや一体感を醸成し、活気ある地域づくりの意識の高揚に努めます。

また、子供たちがスポーツ・文化活動に興味を持ち、自立した社会人になっても活動を継続する意欲と実践力を持った人づくりに努めます。

スポーツ・文化活動の現状につきましては、坂町体育協会及びスポーツ少年団並びに坂町文化協会が中心となって活発に活動されており、相当な成果を上げていることについて、指導者及び関係者の皆様方に厚くお礼を申し上げます。引き続き、関係諸団体との連携を密にし、指導者の育成と確保に努め、スポーツ・文化活動を振興してまいります。

また、現在、町民センターに展示保存している六角御輿の活用について検討を進め、本町の歴史や文化に触れる機会を拡充させることにより、郷土への誇りや愛着といった郷土愛の醸成に取り組んでまいります。さらに郷土愛を育て、将来の文化発展に寄



与することを目的に刊行いたしました坂町史4編の普及・活用に引き続き努めてまいります。

国際交流の推進につきましては、幅広く町民が参加できる国際理解講座や、町内に在住する外国人との交流講座などを通じ他国の文化や習慣等について理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成に努めてまいります。

本年度はロサンゼルス在住の南加坂郷友会との交流の継続及び充実を図るため、南加坂郷友会の若い世代の方を坂町に招き、町内でのホームステイ体験や文化交流、世界文化遺産である厳島神社や原爆ドームの見学等を計画します。

また、2020年東京オリンピックの出場を目指すメキシコビーチバレーボールチームが昨年度に引き続きベイサイドビーチ坂で事前合宿を実施することとなっており、期間中には町民との国際的な交流や本町の伝統芸能などに触れる機会を設けることとしております。

#### 6、活気と活力を創造する魅力づくり

坂町の豊かな自然、歴史的・文化的な地域資源、地理的条件などを生かしたまちづくりを進めるとともに、人々が気軽に自然に接し体験できるよう、観光・レクリエーション施設の整備と利用を促進してまいります。

一方、本町の農業を取り巻く環境は、高齢化により地域の担い手が減少傾向にあり、加えてイノシシによる農作物の被害など、厳しい状況にあります。

こうした状況の中、定年などを迎えられ、第二の人生として農業に興味のある方を含め、農作業に携わる方の農耕意欲が低下しないよう、引き続きイノシシの被害対策を実施し、休耕地を利用した菊づくり講習会やレクリエーション農園、農産物品評会などの取り組みを行い、都市近郊農業の振興を図ってまいります。

また、町木である梅の推奨とともに本町の特色を生かし、多くの人に愛される特産品を町民とともに開発を進めてまいります。

また、本町のむらさき麦を原材料としたビールの生産・販売が行われており、引き続き、ビールの増産に向け原材料の確保を進めるなど、地域資源を通じて元気な坂町を目指してまいります。

特産である広島カキの一翼を担うカキ養殖及び漁船漁業は、本町の唯一の地場産業として森山北漁業基地を拠点に操業が行われておりますが、老朽化した現在の浮き消波堤は20年が経過し、漁業基地内の波浪に対する安全性が確保できないため、一文

宇防波堤の改修を県に進めていただいております。

今後も漁業の振興に係る諸施策を継続し、坂町漁業協同組合と連携を密にしながら、必要に応じて国や県に働きかけるなど、水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小小売業の活発な商業活動を展開していくため、引き続き、中小企業融資制度を継続し、経営基盤の強化を図ってまいります。今後も広島安芸商工会と連携し、商工業の振興に努めてまいります。

西日本最大級の人工海浜であるベイサイドビーチ坂につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、年間を通じたにぎわいの創出と交流人口の増加を図るため、ビーチでの各種イベントの支援や、ワークショップで提案されたさまざまなアイデア等の中からベイサイドビーチ坂のにぎわい空間形成を目指した取り組みとして物販施設の整備について具現化を図っていくとともに、海水浴シーズンにおける国道の渋滞緩和、利用者の安全対策を図る横断歩道橋や情報伝達施設などの整備について、引き続き、県などの関係機関へ働きかけてまいります。

#### 7、明日を拓く協働のまちづくり

町民と行政がそれぞれの役割を認識し、自主性・自立性を高めながら個性豊かな地域社会を形成するため、町民と行政が主体性を持ち、連帯意識に支えられた協働のまちづくりを推進してまいります。

地域の連帯感に支えられた住みよい地域社会を形成するため、坂町社会福祉協議会と連携し、地区住民福祉協議会等の自主的な活動を支援しながら、自発的で幅広い参加による活動を推進してまいります。

活力ある地域社会の形成を図るため、人・物・情報の活発な交流を促進するとともに、坂町の魅力を内外にアピールいたします。また、姉妹都市等との交流と連携を一層深めてまいります。

広報活動につきましては、行政や地域の情報を広報誌とホームページで発信しておりますが、広報誌はあらゆる世代にとって本町に関する重要な情報源として利用されており、引き続き、わかりやすい誌面づくりに取り組んでまいります。

ホームページにつきましては、閲覧される方が見やすく容易に目的の情報にたどり着けるように、わりやすく迅速な情報発信に引き続き取り組んでまいります。

また、豪雨災害からの復興に向けての取り組みや町民の皆様が元気になるイベント情報、町外の方が坂町を知り、訪れたいような情報をホームページやSNS（ソ

ーシャルネットワークサービス)等で広く配信し、郷土愛の醸成、交流人口の増加、定住人口の増加につながるよう、町の魅力発信により一層取り組んでまいります。

今後も、町民の皆様に役立つ身近な最新情報の提供に取り組むとともに、内容をより充実させ、坂町の魅力を余すことなく、県内外はもとより、海外へも積極的に情報発信してまいります。

平成最後の施政方針の大綱を申し上げましたが、平成30年7月豪雨災害からの一日も早い生活再建、復旧・復興を必ずやなし遂げるために、高い次元の志を持って取り組むとともに、平成の、その先の時代に向かって、希望を抱ける行財政運営を行いたいと考えております。

町政の基本理念は、町民一人一人が健康に恵まれ、安全で快適な生活環境の中で、活力と生きがいのある生活を営むことができる地域社会を形成することであると私は考えております。このような社会を実現するため、町民の皆様を初め、各方面からの御意見に耳を傾け、何を求めておられるかを的確に判断し、その実現のため、今後、あらゆる創意と工夫のもとに、地に足がついた施策を着実に推進してまいります。

議会の皆様を初め、町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） 以上で、平成31年度町長施政方針を終わります。

日程第10「平成31年度教育行政方針」を議題にします。

平成31年度教育行政方針の表明を求めます。

太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 平成31年度の坂町教育行政の方針につきまして御説明申し上げ、皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

坂町教育委員会は、町長施政方針及び坂町第4次長期総合計画等に基づき教育行政を推進します。

また、総合教育会議の趣旨を踏まえ、町長部局と教育委員会が密な連携を図り、効果的な教育行政を推進します。

学校教育では、坂町の将来を担う子供一人一人がみずから志を立て、強い精神力をもって努力し、将来「自立した社会人」として活躍できる人づくりに努めます。

また、社会の変化に的確に対応し、人や自然への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための意欲など、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に努め、「生きる力」を育む教育を推進します。

生涯学習では、子供から大人まで、町民一人一人がみずからの個性や能力を最大限に発揮し、夢と希望と生きがいを持った生活が実現できるように取り組むとともに、町民相互のきずなや交流、連携を大切にしながら、「人が輝くまちづくり」を進めてまいります。

そのために、地域での活動を町民みずからが主体的に参画、展開できるよう支援し、恵まれた自然環境や人的資源、生涯学習施設等を十分に生かした総合的な生涯学習の推進に努めます。

また、学校教育、生涯学習を通じて生命を尊重し、家族愛、郷土愛を育み、人とのつながりを大切に、学校、家庭、地域が一体となって道徳心の高揚に努めます。

初めに、学校教育の内容について御説明します。

～「礼節」を基本とした教育を推進します～

みずからを律しつつ他者と協調し、思いやりや感動する心を育み、未来に向けてみずからの人生を切り開いていくことのできる人づくりに努めます。

とりわけ、時と場所、場合に応じた適切な挨拶や言葉遣いのできる「礼儀」や自分自身の立場をわきまえ、よく考えて行動し、生活することのできる「節度」を「学びの礎」として捉え、全ての教育活動を通して育成してまいります。

また、ボランティア活動などの体験活動から児童生徒の内面に根差した道徳性を育み、互いに助け合い、認め合う社会を創造する児童生徒の育成に努めます。

～確かな学力の向上を図ります～

児童生徒一人一人の「確かな学力」を育成するため、個に応じたきめ細かな指導に努め、基礎的、基本的な内容の確実な定着を図ります。

また、これからの社会を生き抜くために必要となる力の育成を目指し、指導方法の改善を進め、「主体的な学び」を創造します。

～体力・運動能力の向上を図ります～

人間の活動の源で、健康維持のほか精神面の充実にも大きくかかわる体力は、「生きる力」の重要な要素であり、将来を担う児童生徒の体力を向上させることは、坂町の未来の発展のためにも重要な力であると考えます。

今後も、各学校の実態を踏まえ、「体力づくり改善計画」を作成し、保健体育の授業を初め、学校教育活動全体で体力・運動能力の向上を図ってまいります。

～防災教育を推進します～

平成30年7月豪雨が学校に与えた衝撃は大きく、防災教育のあり方を見直し、復興に向けて心身ともにたくましい人材育成に努めてまいります。

自他の命を大切にし、主体的に行動できるとともに、共助の意識を育てる防災教育を推進するため、防災に関する知識や技能の定着を図り、全ての教育活動で習得した知識や技能を活用した実践力を育成し、自助から共助への意識の高揚に努めてまいります。

また、家庭や地域と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災教育を推進してまいります。

～特別支援教育を推進します～

児童生徒の自立と社会参加を一層推進していくため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、ユニバーサルデザインに配慮した教育環境を充実させるとともに、適切な指導や支援を行います。

このため、各学校においては、児童生徒の「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、効果的な活用に努めてまいります。

また、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、関係機関等との連携を積極的に進めるとともに、研修の充実、指導内容や指導方法の改善を図ります。

～体験活動を推進します～

子供たちの未来を育む豊かな体験活動の充実を努め、子供たちの人間的な成長を図るとともに、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養います。

社会で求められる仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、異なる他者と協働する能力などを育むために、各学校の実態や児童生徒の発達段階を考慮しつつ、体験活動の機会を意図的・計画的に創造・実施してまいります。

～キャリア教育を推進します～

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく「キャリア発達」を促す教育を推進します。

小学校では、社会見学や職業体験施設の活用等、さまざまな体験を通して「キャリア

ア発達」の育成を図ってまいります。

また、中学校では職場体験学習を実施し、生徒の勤労観、職業観の育成、進路への意識や意欲の向上などを図り、保護者や地域企業の協力を得ながら取り組みの充実に努めてまいります。

～情報教育を推進します～

「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」及び「情報社会に参画する態度」などの「情報活用能力」を、児童生徒の発達段階に応じ、バランスよく身につけさせる教育を推進してまいります。

特に、児童生徒が情報を扱う際のルールやマナー、危険回避などの安全面についての指導を行い、情報社会で適正に活動するための基本となる考え方や態度の育成に努めてまいります。

また、平成32年度から全面実施となる小学校プログラミング教育に向けた準備を計画的に進めます。

～グローバル化に対応した教育を推進します～

坂町で育ったことに誇りを持ち、胸を張って「坂町」を語り、地域やさまざまな国について学ぶことを通じて文化や考え方の多様性を理解し、多くの人々と協働して新たな価値へつなげていく力を育成します。

グローバル化が進む社会において、将来、児童生徒が国際社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、みずからの考え方や意見を伝え、主体性や創造性、責任感、チャレンジ精神を持って行動できる能力や態度を育成してまいります。

また、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する態度を育成します。

～「ことばの教育」を推進します～

「知・徳・体」の基礎・基本の徹底を実現していくため、教育活動全体で「ことばの教育」を推進し、学習や生活の基盤となる「ことばの力」を育成してまいります。

また、「ことば」と「心」を豊かにするという観点から、読書活動の充実及び読書意欲の高揚を図るとともに、読書活動を推進する「子ども司書」を育成し、図書の計画的な整備、図書室の有効的な活用等に努めてまいります。

～食育を推進します～

児童生徒が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくため、「食」に関する知識や「食」を選択する力、さらには、健全な食生活のための実践力を育成します。

食育の推進には、「栄養教諭」を中心に、「食」に関する指導と給食管理を一体的なものとして捉え、地産地消を活用した指導など、教育上の高い相乗効果を図ってまいります。

～生徒指導体制の確立を図ります～

児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、問題行動の未然防止や早期発見、早期解決と健全育成を一体的に捉え、児童生徒一人一人の規範意識を高め、自己を律し社会的自立を促進する生徒指導体制の確立を図ってまいります。

さらに、学校、家庭、地域、関係機関等が互いに連携し、それぞれの教育力を生かした開かれた生徒指導を推進するとともに、校内における教育相談体制の充実を図ります。

とりわけ、いじめの問題については、「どの子にも、どの学校にも起こり得る問題」として認識し、いじめの未然防止に努め、いじめが生じた際には、迅速な対応、悪化の防止、真の解決に結びつけることが重要であり、学校と教育委員会が相互に報告、連絡、相談、確認を密にし、きめ細かな状況把握と適切な対応を行ってまいります。

～幼保小中連携体制の構築を図ります～

町内の保育園、認定こども園、小学校、中学校間の円滑な接続を図り、子供の発達や成長段階に合わせた連続的かつ効果的な教育を推進するための連携体制を確立します。

保育園、認定こども園と小学校間では、それぞれの教育、保育等の違いを踏まえ、小学校に入学した全ての子供が安心感を持って円滑に新しい学校生活へ移行し、自己を発揮しながら成長していくために、子供の育ちと学びの連続性を大切にする教育を推進してまいります。

また、小中学校9年間の教育課程を系統的、継続的な一つのまとまりとして捉え、学校間の連続、協力体制を構築し、将来にわたってみずからの進路を切り開くことのできる子供を育成します。

～開かれた学校づくりを推進します～

学校の教育活動の充実を図るため、家庭、地域の連携と協力による開かれた学校づ

くりを推進します。

各学校は、学校だより、授業参観、学校ホームページ等による積極的な情報発信や地域の人材を活用した授業の実施、地域行事への参加など、児童生徒と地域住民との交流機会の充実に努めてまいります。

また、「ひろしま教育の日」にあわせて実施する「学校へ行こう週間」期間中に礼節週間を設け、「礼節」を基本とした教育を地域とともに実践し、開かれた学校づくりを推進してまいります。

～「チームとしての学校」体制の構築を図ります～

複雑化、多様化した学校の課題に対応し、児童生徒の豊かな学びを実現するため、各教員が個別に教育活動に取り組むことなく、組織として教育活動に取り組める体制の構築を図ります。

校長のリーダーシップのもと、カリキュラム、教育活動、学校資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材がそれぞれの専門性を生かして能力を發揮し、児童生徒に必要な資質、能力を確実に身につけさせることができる学校組織の充実に努めてまいります。

～安全・安心な学校環境の整備に努めます～

児童生徒が安全で安心して学ぶことができる学校として「危機管理マニュアル」を活用し、事件・事故等の未然防止を図るとともに、学校施設の改修整備については、引き続き、施設の適切な点検及び避難場所としての維持管理に努めてまいります。

近年、全国各地で記録的な猛暑が続いており、児童生徒の熱中症対策として普通教室にエアコンを設置し、今年度夏までに学習環境の確保を図るとともに、緊急時は地域住民の健康面や安全・安心を支える場として有効活用してまいります。

また、緊急時一斉メール配信システムを活用し、気象に関する情報など緊急時においても迅速かつ適切な対応を図り、児童生徒の安全確保に努めます。

～教職員の人材育成を推進します～

学校教育の直接の担い手である教職員の果たす役割は極めて重要であり、本町教育を担う教職員の資質・指導力の向上を積極的に推進します。

教職員一人一人の能力や適性等に応じた研修を行うとともに、教職員みずからが具体的な目標を掲げ主体的に能力開発に取り組むなど、個々の教職員の能力と意欲の一層の向上を図ります。



また、校長のリーダーシップのもと、多様な得意分野を持つ教職員の能力を最大限に発揮させ、学校経営目標の実現に向けた学校組織としての教育力の向上を図ってまいります。

次に、生涯学習の内容について御説明します。

～生涯学習社会の実現に努めます～

生涯学習社会の実現に向けては、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など、さまざまな場や機会における学習の充実・環境整備に努め、町民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる社会の実現を目指してまいります。

とりわけ、教育の原点である家庭教育を支援する取り組みでは、家庭や地域のつながりをつくるとともに、教育分野と保健福祉分野の取り組みの連携・協力により、親子の育ちを一層支援し、青少年の健全な育成のための取り組みを推進します。

～生涯学習環境の整備を推進します～

学習活動のさらなる充実を図るため、学習意欲を持つ誰もがそれぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも、どこでも、気軽に学べる環境づくりを支援していきます。

地域の小中学校、町民センターや図書館などの公共施設が身近な学習拠点として、また交流の場として活用されるように、多様化、高度化する町民の学習の内容や学習方法に対応した施設整備や施設の連携、設備等の充実を図るとともに、活用の利便性に努めてまいります。

また、Sunstar Hallにおきましては、町民に親しまれ、スポーツ・文化活動の交流拠点として活用されるよう関係機関等とも協力し、利用促進に努めるとともに、防災の拠点として施設の適切な点検及び維持管理に努めます。

～生涯学習推進体制を充実します～

社会の変化や町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供や学習活動をより豊かで魅力あるものとするため、中心的役割を担う指導者及びコーディネーターの確保と育成に努め、生涯学習を推進する体制の確立に努めてまいります。

また、講座参加者が継続して活動できるよう、自主グループの育成や生涯学習に関係する機関・団体間の連携・協力体制の構築を図ってまいります。

～図書館利用と読書活動を推進します～

生涯学習拠点としての図書館の充実を図るため、蔵書量の増強及び図書館サービス

の質的向上を図るとともに、地域や町民の日常生活での問題解決に必要な資料や情報を提供し、課題解決への支援及び町民の課題解決能力の向上に努めてまいります。

また、県立図書館の蔵書の貸し出し・返却サービスについては、引き続き、サービスの周知に努め、利用促進を図ってまいります。

子供の読書活動については、「坂町子ども読書活動推進計画」に基づき、読み聞かせによって本に触れる機会をふやすなど、成長に合わせた読書活動の充実に努めます。

特に、乳幼児期から本に親しませることで、みずから学び、考え、判断し、表現できる子供の育成を目指し、家庭、学校、地域の連携により、積極的に読書活動を推進してまいります。

～生涯スポーツを推進します～

町民一人一人の豊かなスポーツライフを築くため、スポーツ推進体制や施設、指導者等のさまざまな資源の整備や改善、資質向上を図り、町民のニーズに応じたスポーツの環境づくりに努めてまいります。

また、生涯スポーツ社会の実現を目指し、坂町体育協会や関係機関等と連携、協力し、「坂町悠々健康ウォーキング大会」を初めとする各種スポーツ大会や行事を開催するなど、町民相互の交流と体力の向上を図り、体育・スポーツの振興に努めてまいります。

～道徳心の高揚と実践力を育成します～

お互いを尊重し、ともに助け合い、心が触れ合う社会の実現を図るため、道徳心の高揚に努めてまいります。

特に、「子は親の後ろ姿を見て育つ」と言われているように、親や地域住民が模範を示し、教育に当たることが大切であることから、家庭、学校、地域が一体となって道徳心を高める意識啓発活動のより一層の充実に努めてまいります。

また、青少年育成坂町民会議や学校等と連携し、「あいさつ運動」や「道徳作文」、「青少年の主張」などへの参加を促進し、あらゆる機会を捉えて他人を思いやる心や善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーを身につけることや、相互に助け合える地域社会の形成に努め、道徳心の高揚と実践力の育成に努めてまいります。

～「放課後子どもプラン」等を充実します～

子供が放課後や週末の自由な時間を安全で安心して活動できるよう、「放課後子ども教室」や「子どもチャレンジ講座」の充実に努めてまいります。

また、地域のボランティアについては、地域全体で子供を守り育てる意識の啓発を図り、支援者や指導者の確保に努めます。

「留守家庭児童会」については、6年生までの受け入れ準備を進めてまいります。特に、昨年の豪雨災害の影響で、横浜地区を除く坂地区及び小屋浦地区の受け入れ施設の整備がおこなわれていることから、受け入れ施設の整備を進め、整備完了後、6年生までの受け入れを開始してまいります。

また、「放課後子ども教室」と連携し、安全で健やかな生活の場を提供するとともに、児童の健全育成と子育て支援の充実に努めてまいります。

～芸術・文化活動の振興を図ります～

芸術・文化活動は人々に感動や生きる喜びをもたらし、暮らしに潤いと活力を満ちた大きな力となることから、芸術・文化を大切にす社会の実現を図ります。

町民センターを初め、公共施設における自主グループや芸術・文化団体の育成と支援を継続するとともに、「坂町歌」、「坂町音頭」の普及と振興を図り、地域に根差した芸術・文化活動を推進します。

また、文化協会、関係機関及び団体等と連携し、芸術・文化活動の活性化を図られるよう、情報の提供や発表の場、参加する機会の拡充を図ってまいります。

特に、郷土芸能の後継者の育成につきましては、町民への普及啓発や団体活動を支援するとともに、地域、行政などと連携して、保存伝承活動に努めてまいります。

さらには、現在、町民センターに展示保存している六角御輿の活用についての検討を進めるとともに、本町の歴史や文化に触れる機会の拡充を図ってまいります。

～町史の普及・活用に取り組みます～

歴史資料の普及啓発及び郷土愛を育むことを目的に刊行された町史と編さん事業に伴い収集した資料を活用し、青少年から高齢者まで幅広い年齢層を対象に各種事業を展開します。

町民の歴史や文化に対する関心、意欲を高めるとともに、先人が築いた歴史や文化を次世代に継承するため、坂町史の普及・啓発活動に努めます。

また、町内の史跡に案内板を設置し、多くの方が坂町の歴史や文化を知り、触れることで、より一層の郷土理解、郷土愛の醸成に努めてまいります。

～国際交流を推進します～

国際化が進展する中、青少年みずからが国際社会の一員であることを自覚し、異な

る文化や歴史に立脚する人々と共生していくため、国内外における異文化体験や共同生活体験等の機会を充実させ、次世代を担うグローバル人材の育成につながるきっかけを提供してまいります。

特に、ロサンゼルス在住の南加坂郷友会との交流の継続及び充実に努めます。今年度は南加坂郷友会の方を坂町に招き、町内でのホームステイ体験や文化交流、世界文化遺産である厳島神社や原爆ドームの見学等を計画しております。

また、2020年東京オリンピックの出場を目指すメキシコビーチバレーボールチームの事前合宿を昨年に引き続きベイサイドビーチ坂で実施し、町民との国際的な交流を通じて他国の文化や習慣などについて理解を深めてまいります。

最後に、厳しい財政状況の中で町当局の教育行政に対する温かい御配慮に感謝し、その期待に応えるため、より一層努力し、坂町教育の向上及び発展のために邁進してまいりたいと思います。

今後も、議会の皆様を初め、町民の皆様の深い御理解と御支援をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 以上で、平成31年度教育行政方針を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本日はこれをもって延会とします。

再開は、あす、3月5日、午前10時といたします。

お疲れさまでした。

（延会 午後2時23分）